

議案第7号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="347 352 436 384">附 則</p> <p data-bbox="280 411 418 443">(施行期日)</p> <p data-bbox="268 470 353 502">1 略</p> <p data-bbox="280 707 365 738"><u>(検討)</u></p> <p data-bbox="268 764 1086 914">2 <u>知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p data-bbox="1209 352 1299 384">附 則</p> <p data-bbox="1142 411 1281 443">(施行期日)</p> <p data-bbox="1131 470 1216 502">1 略</p> <p data-bbox="1142 529 1377 561"><u>(この条例の失効)</u></p> <p data-bbox="1131 588 1948 678">2 <u>この条例は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。